

亀山市告示第53号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「なった者」の次に「又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者」を加え、「同年3月31日」を「同年6月30日」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。